

平成16年第2回
美唄市議会定例会会議録
平成16年6月18日（金曜日）
午前10時10分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 委員長報告
1 議案第49号 美唄市非常勤消防団員にかかると退職報償金の支給に関する条例の一部改正の件（総務）
2 議案第50号 美唄市医療費助成条例の一部改正の件（民生）
3 議案第52号 美唄市建築確認申請等手数料徴収条例の一部改正の件（経済建設）
4 議案第53号 美唄市字の名称及び区域変更の件（経済建設）
5 議案第54号 平成16年度美唄市一般会計補正予算（第1号）（予算審査特別）
第3 議案第55号 美唄市固定資産評価員選任の件
第4 意見書案第10号 寒冷地手当見直しに関する意見書
第5 意見書案第11号 イラクへの主権移譲後の多国籍軍への自衛隊参加に関する意見書
第6 意見書案第12号 国鉄分割・民営化にともなうJR不採用問題の早期解決を求める意見書
第7 意見書案第13号 緊急地域雇用創出特別交付金制度の延長・改善を求める意見書

- 第8 意見書案第14号 未認可保育所の保育料を消費税非課税扱いとすることを求める意見書
第9 意見書案第15号 地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書
第10 意見書案第16号 若年者雇用政策の拡充を求める意見書
第11 意見書案第17号 農政の改革に関する意見書
第12 意見書案第18号 介護予防対策の拡充と介護保険改善を求める意見書
第13 意見書案第19号 各種イベントにおける「ごみゼロ・省エネ化促進法（仮称）」の早期制定を求める意見書
第14 決議案第1号 北方領土問題の解決促進に関する要望決議

◎出席議員（22名）

議長	中西 勇 夫 君
副議長	吉 田 栄 君
1 番	吉 岡 文 子 君
2 番	広 島 雄 偉 君
3 番	五十嵐 聡 君
4 番	白 木 優 志 君
5 番	小 関 勝 教 君
6 番	福 庄 計 夫 君
7 番	土 井 敏 興 君
8 番	谷 内 八重子 君
9 番	長谷川 吉 春 君
10 番	米 田 良 克 君
11 番	古 関 充 康 君
12 番	矢 部 正 義 君
13 番	谷 村 孝 一 君

14番	川本政芳	君
15番	内馬場克康	君
16番	本郷幸治	君
18番	紫藤政則	君
19番	荘司光雄	君
20番	林国夫	君
22番	長岡正勝	君

◎出席説明員

市長	井坂紘一郎	君
助役	田渕明信	君
収入役	伊藤順一	君
総務部長	板東知文	君
市民部長	三谷純一	君
保健福祉部長兼福祉事務所長		
	安田昌彰	君
経済部長	天野修二	君
建設部長	酒巻進	君
市立美唄病院事務局長		
	堀川泰雄	君
消防長	佐藤賢治	君
総務部総務課長	奥山隆司	君
総務部総務課総務係長	阿部良雄	君

教育委員会委員長	藤井忠一	君
教育委員会教育長	村上忠雄	君
教育委員会教育部長	吉田讓	君

選挙管理委員会委員長

熊野宗男 君

選挙管理委員会事務局長

稲村秀樹 君

農業委員会会長 西館隆志 君

農業委員会事務局長 秋場勝義 君

監査委員 佐藤昭雄 君

監査事務局長 遠藤 等 君

◎事務局職員出席者

事務局長 谷津敬一 君

次長 和田友子 君

総務係長 濱砂邦昭 君

午前10時10分 開議

●議長中西勇夫君 これより本日の会議を開きます。

この場合、説明員の欠席について、次のとおり通知がありましたので、報告いたします。

水道部長加藤 誠君は、都合により欠席いたします。

●議長中西勇夫君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

1番 吉岡文子君

2番 広島雄偉君

を指名いたします。

●議長中西勇夫君 日程の第2、委員長報告に入ります。

順序1、議案第49号美唄市非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例の一部改正の件ないし順序5、議案第54号平成16年度美唄市一般会計補正予算（第1号）の以上5件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

まず、議案第49号について、内馬場総務

委員長。

●総務委員会委員長内馬場克康君（登壇）

ただいま議題となりました議案第49号美咲市非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例の一部改正の件について、総務委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、6月16日、委員会を招集して、審査いたしました。

次に、議案審査における質疑、答弁の主なものを申し上げます。

退職報償金について、掛金はどうなっているのか。また、平均1%、2,000円の引き上げの根拠はどこにあるのかとの質疑に対し、消防組織法第15条の8、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律、非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例により報償金を支払うこととなっており、退職報償金の基金と市町村との契約により制度が成り立っている。掛金については、団員1人当たり1万6,200円、予算として460万円程度の掛金を払っている。

1%の引き上げの根拠については、一般国家公務員の給与を基準としており、人事院勧告では引き下げとなっているが、公務員については定期昇級があるため、この分を受けて引き上げとなっているとの答弁がありました。

また、掛金は毎年納め、退職報償金は市の一般財源から支払うということは二重に取られているのではないのかとの質疑に対し、退職報償金を支払った場合は支払った額が基金から戻ってくることとなるとの答弁がありました。

支給基準については、規模に関係なく、全

国一律同じなのかとの質疑に対し、全国一律同じ基準であるが、市町村の条例により上乘せして支払っているところもあるとの答弁がありました。

また、条例は市町村で決めることから、制度をやめることはできないが、支給額をふやしたり減らしたりすることはできるのかとの質疑に対し、退職報償金の制度は基金と契約によって成り立っているので、契約を解除すれば市町村独自にいろいろなことができるが、この場合、報償金の支払いは市の一般財源から支払うこととなるとの答弁でした。

非常勤消防団員設置の根拠は何かとの質疑に対し、消防組織法第9条で市町村は消防本部、消防署、消防団の全部又は一部を設けなければならないこととなっており、同法第15条で消防団の設置、名称及び区域は条例で定めることとなっているとの答弁でした。

以上、質疑、答弁の後、討論、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

何とぞ本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げます、報告を終わります。

●議長中西勇夫君 次に、議案第50号について、広島民生委員長。

なお、広島議員の委員長報告は自席から行うことといたします。

●民生委員会委員長広島雄偉君 ただいま議題となりました議案第50号美咲市医療費助成条例の一部改正の件について、民生委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、6月16日、委員会

を招集して審査をいたしました。

議案第50号の審査における質疑、答弁の主なものを申し上げます。

4事業について、対象となる人数と美唄と父子家庭に該当する人数は。また、老人の本年度の対象者はどのくらいいるのか伺いたい。の質問に対して、まず重度心身障害者の対象人数は合計で872名で、うち1割負担該当者が282名、ひとり親等については、母の対象者247名、その児童の対象者が380名、合計で627名で、うち1割負担の対象者が188名、父の対象者が37名、その児童の対象者が57名、合計で94名のうち1割負担が84名となります。乳幼児の対象者は、6歳未満の対象者が1,063名、うち1割負担が477名、就学前対象者が112名、うち1割負担が96名、合計・175名となります。また、老人の対象者は269名のうち本年度該当者は38名となっておりますとの答弁。

住民にとって負担がふえる部分があるが、4事業についてそれぞれどの程度の影響額があるのかの質問に対して、歳出ベースで申し上げますと、重度心身障害者事業については1割負担の導入、市民税課税世帯で対象人数が282名、金額が1,074万8,000円の減、委託料で180万円の増、合計で894万8,000円の減となります。ひとり親等事業については、1割負担の導入で母子家庭の対象者が188名、金額で40万5,000円の減。父子家庭の拡大で人数が84名、金額で42万5,000円の増、委託料等で189万1,000円の増、合計で191万1,000円の増となります。

また、老人医療費助成では対象の縮小によるものとして人数が38名、金額で69万4,000円の減となります。乳幼児医療については、1割負担の導入により対象者が477名、金額で38万5,000円の減、拡大による対象者が96名、金額が491万3,000円の増、市単独事業の廃止による対象者が53名、金額で140万円の減となります。また、委託料ほか242万1,000円の増となり、合計で554万9,000円となりますとの答弁。

老人医療費助成で5年間で年齢を引き上げるとのことだが、その内容について伺いたい。の質問に対しては、老人医療費助成事業については段階的に毎年1歳ずつ対象を引き上げることになりました。これは、老人保健法の改正を踏まえ、段階的に老人医療費助成の対象年齢の引き上げを図ったものでありますとの答弁。

今回の改正に伴う定義について伺いたいとの質問に対しては、今回の改正は、1つは乳幼児の対象者の拡大を図ったこと。2つ目には、男女平等共同参画の観点に立って父子家庭にも事業の拡大を図ったこと。さらに、将来にわたり定期的な事業の運営を図っていかねばならないと考えておりますとの答弁。

以上、質疑、答弁の後、議案第50号につきましてはご異議がありましたので、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

何とぞ本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長中西勇夫君 次に、議案第52号及び

議案第53号の以上2件について、矢部経済建設委員長。

●経済建設委員会委員長矢部正義君（登壇）

ただいま議題となりました議案第52号美唄市建築確認申請等手数料徴収条例の一部改正の件及び議案第53号美唄市字の名称及び区域変更の件の以上2件について、経済建設委員会の審査の経過並びに結果を一括ご報告申し上げます。

経過といたしまして、6月16日、委員会を招集して審査をいたしました。

議案第52号の審査における質疑、答弁の主な点を申し上げます。

道に倣って改正をしたとのことだが、手数料は市の収入になるのか、道の収入になるのかという質疑に対し、市が取り扱うものについての手数料になるので、すべて市の収入になるとの答弁。

次に、年間の手数料はどのくらいかとの質疑があり、平成15年度の決算予定としては年間71件で、建築確認申請の手数料として74万8,000円、完了検査手数料として83万8,000円、合わせて158万6,000円増収の予定であるとの答弁。

次に、第8条の道路位置の指定申請に係る申請手数料の内容と3万7,500円の積算根拠について、また確認申請は公開しているものかとの質疑に対し、道路位置の指定申請に係る手数料は今回新規で上程されたものだが、道においても今回の改正から取り入れられたもので、建築基準法により建築物を建てる際の敷地について、道路に2メートル以上接しなければならない接道義務があり、申請をして審査を受けなければならない。金額の内容

については、審査事務、通知事務等に係る人件費、物件費による消耗品、コンピュータシステムの賃貸借料の総体で金額を提示しており、道と同額である。確認申請の公開、非公開については、概要という形で閲覧している部分があるが、申し入れがあれば公開しているとの答弁。

次に、確認申請は新築のときに提出するが、増改築の場合、改めてその部分の確認申請手数料になるのか。その建築物に加えた確認申請手数料にかわっていくのかとの質疑に対し、完了検査済み後、将来的に増築した場合には、建築に供する部分の面積に関する確認申請手数料となるとの答弁。

次に、確認申請の道と市のかかわりについての質疑に対しては、条例には第6条1項の1号から4号までであるが、市の取り扱いは4号のみで、それ以外の申請は市や消防署を通して道に申請するとの答弁。

次に、議案第53号については、特に質疑はありませんでした。

以上、質疑、答弁の後、討論、採決の結果、議案第52号及び議案第53号の以上2件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

何とぞ本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げます、報告を終わります。

●議長中西勇夫君 次に、議案第54号について、川本予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員会委員長川本政芳君（登壇） ただいま議題となりました議案第54号平成16年度美唄市一般会計補正予算（第1号）について、予算審査特別委員会の審査

の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、6月17日、委員会を招集して、審査いたしました。

議案第54号の質疑の主なる点を申し上げます。

今回補正の緊急雇用補助金170万1,000円の事業内容についての質疑に対し、樹木の枝払いで2路線を予定している。菜の花通1,800メートル、トチノキ、エンジュ193本、あかしあ通1,450メートル、エンジュ223本、事業費は労務費141万4,000円、車両リース代9万円、諸経費11万6,000円、消費税8万1,000円、合計で170万1,000円となっているとの答弁。

菜の花通、あかしあ通の2路線を対象としたのはなぜかとの質疑に対し、菜の花通は昭和48年から昭和58年の街路事業の中で植栽されており、トチノキは25年以上、エンジュは20年以上経過している。また、あかしあ通は昭和62年から平成8年までの街路事業で植栽され、8年から16年経過しており、植栽からの経過年数等により選定した。木の剪定については、林業試験場の緑化樹センターの指導をいただき進めるとの答弁。

菜の花通の剪定は、剪定方法、剪定期が適切でないように思うがとの質疑に対し、今回の補正後、事業を実施しているが、剪定期については緑化樹センターより指導をいただき、11月以降に実施したいとの答弁。

緊急雇用について、なぜいまの時期か。また、剪定事業を行うのは専門業者にやらせるべきだが、どうかとの質疑に対し、3月末に募集があり、4月に入ってからの内示を受けたことから、当初予算に間に合わなかったた

め、また剪定する業者は専門業者を予定しているとの答弁。

今回補正の医療費助成事業の歳入歳出に伴う積算根拠及び各事業の対象者とその影響額についての質疑に対し、歳出ベースとしての影響額でいいますと、まず重度身体障がい者では歳出として一般負担の導入、市民税課税世帯で扶助費で対象者282名、金額で1,074万8,000円の減、制度改正によるシステムの改修として委託料は180万円、歳出合計では894万8,000円の減となり、歳入では道支出金が医療分で537万4,000円の減、事務費分で31万3,000円の増となり、一般財源が388万7,000円の減となる。

次に、母子家庭等であります。一般負担の導入により母子家庭の人数で188名、扶助費の金額で40万5,000円の減、父子家庭の拡大に伴い人数84名、扶助費の金額で42万5,000円の増となり、差し引き2万円の増となり、委託料としてシステム改修に伴う分で180万円の増、対象件数の増加に伴う影響として役務費で9万1,000円の増となり、合計で191万1,000円の増となり、また歳入では道支出金として32万3,000円の増、一般財源として158万8,000円の増となる。

次に、老人医療費助成であります。歳出では対象者が38名、扶助費の金額で138万8,000円の減、歳入としては道支出金で69万4,000円の減、一般財源として69万4,000円の減となる。

次に、乳幼児医療費であります。1割負担の導入による対象者が477名、扶助費の

金額で38万5,000円の減、拡大分として対象者が96名、扶助費の金額で491万3,000円の増。合計で452万8,000円の増となり、また市単独事業の廃止に伴います影響額としては、対象者が53名、扶助費の金額で140万円の減となり、委託料ではシステム変更による影響として180万円の増、対象者の増加によります役務費の影響額として62万1,000円の増となり、乳幼児の歳出影響額合計で554万9,000円の増となる。一方、歳入では道支出金が医療分で226万4,000円の増、事務費分で29万2,000円の増となり、一般財源では299万3,000円の増となるとの答弁。

また、市としてこの制度改正をどのように考えているかとの質疑に対し、道の改正案に対し、市長会の検討委員会をもって従前同様の事業継続を要望してきた。制度改正は、厳しい財政状況の中で拡大した部分もあり、上限額を設け一部負担を図ったことは、負担の公平性等を含めやむを得ないと考えているとの答弁がありました。

以上の経過から、議案第54号については異議がありましたので、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

何とぞ本委員会の決定どおり承認いただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長中西勇夫君 これより議案第49号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号美唄市非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例の一部改正の件は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第50号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

1番吉岡文子君。

●1番吉岡文子君（登壇） ただいま議題となりました議案第50号美唄市医療費助成条例の一部改正の件につき、日本共産党議員団を代表して討論に参加いたします。

最初に、私の立場は原案に反対であります。

以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

条例中、母子家庭に限定されていたひとり親家庭の医療費助成が父子家庭にも拡大されたこと、乳幼児医療費助成事業の年齢を就学前にまで拡大したことなどは評価できます。

しかし、市民税課税世帯に対する1割負担の導入は賛成できかねます。

また、老人医療費助成事業に対する平成16年8月以降の対象年齢の引き上げ及び重度心身障害者医療費助成事業に対する市民税課税世帯に1割負担の導入は、社会的弱者に対

する切り捨てであり、血も涙もない仕打ちというべきものです。財政が厳しいから切り捨てるという発想は、およそ地方自治をつかさどり、住民の生命、身体、財産を守るという市長の使命からも大幅に外れるものです。

市長は、美唄市の未来を切り開き、歴史と伝統ある美唄市を輝きのまま後世にバトンを引き継いでいきたいと表明されています。まちづくりの基本を市民と検討委員会で議論をして、負担と共有を明確にしたいと表明もされています。ならば、その結論の出るまで、北海道の施策がどうであれ、美唄市としては凍結し、従来からの福祉施策を維持するくらいの政治的見識が求められていると存じます。市長は、勇気を持って議案の撤回をすべきです。

自立を支持されるのであれば、従来美唄市が行っていた福祉施策を後退させることなく、むしろ推進し、高齢者、母子家庭、父子家庭、重度心身障がい者、乳幼児のいる家庭も安心して住んでいられるようなまちを目指すべきではないでしょうか。人口増対策の一環として、今回の条例改正を逆手にとるのも頭の使いようです。

議員各位におかれましても、どうぞ勇気を持って条例改正に反対の立場をとられることを期待して、討論を終わります。

●議長中西勇夫君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

この場合、広島議員のこの後の採決については、挙手をもって起立にかえることといた

します。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第50号美唄市医療費助成条例の一部改正の件は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第52号及び議案第53号の以上2件について一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号美唄市建築確認申請等手数料徴収条例の一部改正の件及び議案第53号美唄市字の名称及び区域変更の件の以上2件については、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第54号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

1番吉岡文子君。

●1番吉岡文子君（登壇） ただいま議題と

なりました議案第54号平成16年度美唄市一般会計補正予算（第1号）につき、討論に参加いたします。

最初に、私の立場は原案に反対であります。以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

理由は、先ほどの条例改正で申し上げましたので、重複は避けて、簡潔に申し上げます。

民生費の中の身体障害者医療費助成金と老人医療費助成金の減額は1,200万円以上にも及び、市民生活に与える影響は大きいものと言わざるを得ません。北海道との関連があるとはいえ、即減額というのは安易過ぎます。知恵を働かせて、制度を維持するという発想に至らないという点、福祉のまちを目指す美唄市として恥ずかしくはないものか、改めてお聞きしたいものです。

乳幼児関連、母子、父子家庭での予算増は評価できたとしても、賛成できない内容であります。

以上、理由を申し上げまして、反対討論を終わります。

●議長中西勇夫君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第54号平成16年度美唄市

一般会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり決定されました。

●議長中西勇夫君 次に日程の第3、議案第55号美唄市固定資産評価員選任の件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。
市長。

●市長井坂紘一郎君（登壇） ただいま上程されました議案第55号美唄市固定資産評価員選任の件について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、五十嵐義昌評価員が6月21日付をもって退任いたしますので、本市固定資産評価員として新たに三谷純一を選任いたしたく、地方税法の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長中西勇夫君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第55号については、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号美唄市固定資産評価員選任の件は、原案のとおり決定されました。

●議長中西勇夫君 次に日程の第4、意見書案第10号寒冷地手当見直しに関する意見書ないし日程の第13、意見書案第19号各種イベントにおける「ごみゼロ・省エネ化促進法（仮称）」の早期制定を求める意見書の以上10件を一括議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案理由の説明を求

めます。

まず、意見書案第10号及び意見書案第11号の以上2件について、18番紫藤政則君。

●18番紫藤政則君（登壇） ただいま議題となりました意見書案第10号及び意見書案第11号につきまして、一括案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

寒冷地手当見直しに関する意見書

人事院は、本年度の勧告で寒冷地手当の抜本見直しを行う方針を固め、既に寒冷地手当の支給対象地域の見直し案を明らかにしました。

寒冷地手当は、積雪寒冷地に働き、生活する者にとって欠くことができないものです。地域経済は長引く不景気により疲弊しており、寒冷地手当の見直しによる消費縮小が地域経済のさらなる悪化に結びつくことが懸念されます。

よって、政府及び人事院においては、本年の人事院勧告や給与改定に当たっては、このような事情を十分に配慮し、現在の寒冷地手当制度や支給水準を維持するよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成16年6月18日

北海道美唄市議会

イラクへの主権移譲後の多国籍軍への自衛隊参加に関する意見書

小泉首相は、6月14日の参院イラク復興支援・有事法制特別委員会で、主権移譲後のイラクで編成される米英両国主体の多国籍軍に日本の自衛隊を参加させる考えを表明しま

した。

これを受けて政府は、近く、「イラク復興支援特別措置法」に基づく派遣の根拠として、新たな国連決議1546を加える政令改正を閣議決定しようとしています。

いまイラクでは、米英両軍を中心とした駐留治安維持部隊とイラク武装勢力との間で、武力による戦闘行為や自爆攻撃が拡大し、兵士のみならず、多くの民間人が死傷しています。その犠牲者は、日本人も例外ではなく、昨年11月の日本大使館員2名の殺害にとどまらず、釈放されたとはいえ、民間人3名の誘拐や戦場ジャーナリスト2名が殺害されるなど、最悪の事態に立ち至っているといえます。

このような状況の中で、日本の自衛隊が引き続き活動するために、多国籍軍への参加を認めれば、自衛隊員や民間人・ジャーナリストが、米英軍による治安維持のための戦闘行為を支援するものと一体として見られ、攻撃の対象となる危険性がより強まります。

日の丸の小旗に送られ、イラクへおもむく若き自衛隊員を身近に見る私達は、人を殺し、人に殺される可能性を否定できない現実を深く憂慮するものです。

よって、政府においては、平和憲法の理念を遵守し、現地情勢を見極めながら、国民合意のもとで、あくまでも国連や中立機関を中心とした、武力によらないイラク国民の求める人道的見地からのイラクの復興支援について、日本としての積極的な役割を果たすことのできる方策を定め、実行することを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意

見書を提出します。

平成16年6月18日

北海道美唄市議会

なお、提出先は、それぞれ案文記載のとおりでありますので、何とぞ原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長中西勇夫君 次に、意見書案第12号ないし意見書案第14号の以上3件について、1番吉岡文子君。

●1番吉岡文子君（登壇） ただいま議題となりました意見書案第12号ないし意見書案第14号につきまして、一括案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

国鉄分割・民営化にともなうＪＲ不

採用問題の早期解決を求める意見書

国鉄分割・民営化にともなうＪＲ不採用問題は、発生からすでに17年が経過しています。

昨年12月22日の最高裁の判決は「ＪＲに使用者責任はない」としましたが、・047名の国鉄労働者が解雇され、地労委、中労委が認定している不当労働行為が行われた事実は残されています。

国鉄分割・民営化は紛れもなく国策であり、国鉄分割・民営化を審議した国会では、ＪＲ採用に当たって差別がないこととする国会決議や、「一人も路頭に迷わせない」「所属組合で差別があってはならない」との国会答弁がありながら、未解決のまま放置されていることは憂慮すべき事態です。

ＩＬＯは5回にわたって日本政府に対し勧告を行い、「採用における差別待遇は極めて重要な問題」として、ＪＲ不採用問題の「公

正な解決」「緊急な解決」を求めており、いま政府が労働者の権利を守っていく姿勢を明確に示すことが求められています。

すでに全国で28名が他界し、定年退職年齢に達する者もあり、家族の辛苦を思慮するに、人道的見地からももはや引き延ばしは許されません。

よって、政府においては、一日も早いＪＲ不採用問題の解決に向けて努力するよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成16年6月18日

北海道美唄市議会

緊急地域雇用創出特別交付金制

度の延長・改善を求める意見書

長引く不況とリストラの進行によって雇用不安が拡大しています。そして、年金・医療・介護など社会保障制度の給付削減と負担増によって生活不安も一層高まっており、自殺者が年間で3万人を超えるという深刻な事態も生まれています。

政府は、平成11年から3年間「緊急地域雇用特別交付金」制度を実施し、平成14年度からさらに3年間「緊急地域雇用創出特別交付金」制度として継続しました。この交付金制度によって、地方自治体が失業者の差し当たっての就労の場をつくってきており、実績と具体的政策効果は明らかです。

しかしながら、この交付金制度は本年度末までが期限とされています。

この交付金制度の実施初年度である平成11年度の全国の完全失業率は3%台でしたが、

昨年度（平成１５年度）は５％台に悪化しており、とりわけ北海道は今年１～３月の完全失業率が６．９％と全国でも最も深刻な地域の一つとなっています。

地方財政が大きな困難を抱えているもとで、来年度以降この交付金制度が廃止されるならば、地方自治体の雇用・失業対策に重大な影響が生じるばかりでなく、地域経済にも否定的な影響を及ぼすこととなります。

よって、政府においては、緊急地域雇用創出特別交付金制度を平成１７年度以降も延長し、予算規模の増額と制度の内容改善をはかるよう強く要請します。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成１６年６月１８日

北海道美唄市議会

未認可保育所の保育料を消費税非課税扱いとすることを求める意見書

現在、国では待機児童ゼロ作戦を推進し、国を挙げて待機児童解消に取り組んでいます。

また、本道においても、認可保育所の整備を続けるとともに、独自の保育策として未（無）認可保育所、共同保育所などの小規模な非認可保育所は、０歳児や長時間保育など、独自の事業が待機児童解消のための有効な政策として機能していることは、国も認めているところです。

平成１６年４月１日からの改正消費税法の適用によって、未認可保育所を運営する多くの事業者が消費税課税事業者となり、利用する保護者の消費税負担の増あるいは事業者負担増となります。未認可保育所といえども児

童福祉法に定める認可保育所に準じた施設であり、負担増は利用に対する影響が懸念されることになります。

よって、国においては、次世代育成支援対策を推進し保育施策の充実を図る国の施策とも照らし、公的役割を果たしている未認可保育所の保育料を消費税非課税扱いとするよう税制度の改正を行うことを要望します。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成１６年６月１８日

北海道美唄市議会

なお、提出先は、それぞれ案文記載のとおりでありますので、何とぞ原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長中西勇夫君 次に、意見書案第１５号について、９番長谷川吉春君。

●９番長谷川吉春君（登壇） ただいま議題となりました意見書案第１５号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書

政府においては、日本経済は回復基調にあるとされているところですが、本市の地域経済はいまだ回復の兆しは見られず、経済の活性化による地域づくりが喫緊の課題となっています。

しかしながら、平成１６年度における国の予算編成は、三位一体改革の名の下に、本来あるべき国・地方を通ずる構造改革とは異なり、市町村の財政運営の基幹たる財源である地方交付税等の地方一般財源の大幅な削減が

行われましたが、これは国の財政健全化方策に特化されたものと受け取らざるを得ず、地方公共団体の行財政運営の実情を踏まえたものとなっていないことは誠に遺憾です。

特に、平成16年度の税源移譲については、国庫補助負担金の廃止に伴う本格的な税源移譲が先送りされ、命綱である地方交付税等の地方一般財源の削減のみが突出した対策は、本市の行財政運営に致命的な打撃を与え、市民生活及び地域経済に多大な影響をもたらす事態を招来しています。

このような中、政府においては、先般の「麻生プラン」に沿った考え方の下に、去る6月4日には「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」が閣議決定されたところですが、住民が安全で安心して暮らせる行財政運営が実施できる改革の実現が極めて重要です。

よって、政府及び国会においては、2年目を迎える三位一体改革が地方分権の理念に基づいた真の地方分権改革となるよう、以下の事項についてその実現を強く求めます。

記

1. 地方交付税制度については、財源保障及び財源調整の両機能を堅持し、地方の実情等を十分踏まえ、その所要総額を確保すること。

特に地方交付税総額は、平成15年度以前の水準以上を確保すること。

2. 税源移譲については、平成17年度において基幹税による3兆円規模の税源移譲を先行決定し、実施すること。

3. 国庫補助負担金については、地方分権の理念に沿った廃止・縮減を行うとともに、

地域の実態を踏まえ、単なる地方公共団体への負担転嫁は絶対行わないこと。

4. 三位一体改革に当たっては、全体像と工程表を早急に示し、地方公共団体の意向を十分尊重し、行財政運営に支障が生ずることがないように対処すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成16年6月18日

北海道美唄市議会

なお、提出先は、案文記載のとおりでありますので、何とぞ原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長中西勇夫君 次に、意見書案第16号及び意見書案第17号の以上2件について、16番本郷幸治君。

●16番本郷幸治君（登壇） ただいま議題となりました意見書案第16号及び意見書案第17号につきまして、一括案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

若年者雇用政策の拡充を求める意見書

近年、若者の働き方は多様化し、特に定職を持たず、様々な職業を渡り歩くフリーター数は増加傾向にあります。内閣府の「国民生活白書」（平成15年度版）によると、フリーター数は2001年時点で417万人（15～34歳）に達しています。自らの夢の実現のためにフリーターの道を選ぶ人もいますが、正社員を志向しながらやむを得ずフリーターになる人も7割を超えるという指摘もあり、大きな社会問題になっています。

フリーターであることは生き方の問題として、決して悪いと決めつけることはできません

んが、民間の研究機関の調査によれば、フリーターをずっと続けた場合の生涯賃金は正社員の約4分の1、年金受取額では正社員の半分以上という試算もあります。

フリーターを続けることは、生涯において大きなデメリットやリスクをもたらすことは明らかです。また、社会全体としても、フリーターの増加は、我が国の経済成長を阻害する要因になるとも指摘されています。

若者の雇用情勢は依然として厳しいものがあり、政府においては「若者自立・挑戦プラン」の強力な推進を図るとともに、さらに、学校教育の段階からの職業教育の充実や、進路・就職への連携、また、生涯にわたる職業能力習得に対する支援対策の強化などを図り、フリーターなど若年層の雇用問題の解決に、全力で取り組むよう次のとおり要望します。

記

1. 「若者自立挑戦プラン10ヶ年戦略」の策定を実施すること。
2. 学校教育において子どもが将来社会人・職業人として自立できるための教育を提供し、小・中学校等において、土曜日を活用して、大学生等のボランティアによる補習授業や職業体験活動、文化芸術体験活動などの土曜授業が実施できるよう必要な整備を図ること。また、子どもに働くことの意義を十分に理解させるため、保護者、地域住民や地元企業、NPO等と連携し、中学校の第2学年時に1週間程度の職業体験活動を導入すること。
3. 学校におけるキャリア教育を支援するため「キャリア教育推進協議会」を各都道府県の教育委員会のもとに設置すること。ま

た、高等学校における進路・就職指導において、商工会議所等と連携し、企業などからの人材を「ライフプランアドバイザー」として学校に派遣すること。

4. 英国で実施されている、生涯にわたる能力開発の新たな仕組みとして、パソコン等を活用してさまざまな場所で職業教育プログラムを気軽に受講できるシステム「日本版ラーンダイレクト」を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成16年6月18日

北海道美瑛市議会

農政の改革に関する意見書

現在、我が国の農政は、食料・農業・農村基本法に基づき、「食料の安定供給の確保」と「多面的機能の発揮」、その基盤となる「農業の持続的な発展」、「農村の振興」という4つの基本理念の実現を目指しています。

しかしながら、現在の我が国農業・農村は、農業従事者の高齢化や減少、集落機能の低下、耕作放棄地の増大など厳しい状況に直面しており、今後世界の食料需給が逼迫する可能性も指摘される中で、食料自給率の向上を図り、将来にわたって持続可能な農業・農村を確立することが喫緊の課題となっています。

他方、BSEなど食に関するさまざまな問題が発生し、消費者の食の安全と安心に対する関心が高まっています。さらには、国民がゆとりとやすらぎを重視するようになる中で、都市と農村の交流の活発化など、我が国の農業・農村の価値を見直す動きも見られます。こうした農業に対する国民の期待の高まりに

も的確に対応していくことが求められています。

また、現在、我が国は各国とのF T A交渉を進めているが、交渉相手国は我が国への農産物の輸出拡大にも大きな関心を有しており、交渉結果によっては我が国の食料安全保障や地域の農業への影響が懸念されています。

こうした中、政府は、平成17年3月を目前に、新たに食料・農業・農村基本計画の策定を行おうとしています。計画策定に当たっては、現在の農業をめぐる厳しい状況を打破し、国民の食料・農業・農村に対する期待に的確に応えられるよう、次の事項について積極的に取り組むことを強く要望します。

記

1. 食料自給率の向上に向け、足腰の強い農業構造を実現するため、農業経営者に対する直接支払い制度の導入や、担い手への優良農地の利用集積を促進するための施策を強化すること。
2. 水源のかん養、国土や環境の保全、文化の伝承など農業の有する多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件や農村の生活環境の整備など必要な施策を講じること。
3. 国民の農業・農村に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため、グリーンツーリズムや学童の農業体験などを推進する取り組みを充実すること。
4. 活力ある農村を構築するため、男女が農村社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画することができるよう、農山漁村女性の地位向上対策を強化すること。

5. W T O、F T A交渉においては、我が国が世界最大の食料輸入国であるという状況を踏まえ、多様な農業の共存が確保されるよう、必要な例外措置を講じるなど十分な配慮をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成16年6月18日

北海道美唄市議会

なお、提出先は、それぞれ案文記載のとおりでありますので、何とぞ原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長中西勇夫君 次に、意見書案第18号及び意見書案第19号の以上2件について、8番谷内八重子君。

●8番谷内八重子君（登壇） ただいま議題となりました意見書案第18号及び意見書案第19号につきまして、一括案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

介護予防対策の拡充と介護

保険改善を求める意見書

我が国は、団塊の世代が65歳以上になる今後10数年の間に、急速に人口の高齢化が進みます。そうした中で、目指すべき社会の姿は「元気な高齢者が多い社会」であり、高齢者が健康を保持し、生涯にわたって生き生きと暮らせる社会を築くことが重要な課題です。

ところが、平成12年4月の介護保険施行後の状況をみると、スタート時の要介護認定者が約218万人から平成15年10月には約371万人へと7割増加し、高齢者に占める要介護認定者の割合も当初の10%から1

５％へと上昇しています。特に看過してならないことは、軽度の認定者の増大（全体の伸び率７０％に対し、要介護度Ⅰ１１５％、要支援９０％の増加）と、また利用料と保険料の重い負担が、介護サービスの利用の壁となり、他方で特養ホームの待機が増大し、軽度の人ほど重度化している割合が高いということです。

こうした観点から、高齢者が生涯にわたって生き生きと暮らすためには、これまでも力が入れられてきた健康増進、疾病予防の更なる拡充・強化と併せて、要介護状態にならないようにするための介護予防策が一層の重要性を増しています。

介護保険制度は施行後５年を目途として制度全般に関する必要な見直し等を行うこととされていますが、その際、現行制度における要支援や要介護度Ⅰの軽度の方々の健康増進策の強化を図るとともに、認定外の虚弱の方々を要介護状態にさせないよう新たな介護予防サービスを創設するなど、介護予防対策に全力をあげるべきです。

さらに、政府においては、我が国の高齢化のピーク時を視野に入れて、「介護予防１０カ年戦略（仮称）」を立て、全国の市町村に介護予防サービス拠点を整備するとともに、効果のある介護予防プログラムを開発するなど、介護予防対策の更なる拡充を図り、また特養ホームの増設により待機者の解消を図り低所得者の利用料、保険料の軽減を図ることを強く要望します。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見を提出します。

平成１６年６月１８日

各種イベントにおける「ごみ
ゼロ・省エネ化促進法（仮称）」
の早期制定を求める意見書

現在、我が国で開催される見本市、文化行事、スポーツなど各種イベントの事業規模は年間４兆５，０００億円（平成１３年、社団法人日本イベント産業振興協会調べ）に上り、ＧＤＰ（国内総生産）の約１％弱に相当します。会場では多くのごみが出され、紙や電気などの資源が大量消費され、環境に大きな負荷を与えている状況にあります。

近年の地球環境問題への関心や自然との共生に対する認識が高まる中、各種イベントの実施に当たっては、廃棄物を抑制しつつ、環境と調和し、環境に配慮した取り組みが求められています。さらに、地球温暖化の進行を背景に省エネの推進が非常に重要な課題の一つになっています。

一部の自治体では既に、イベント開催における取り組みに関し、「エコイベントマニュアル（環境に配慮したイベント開催システム）」を作成して、①資料は希望者だけに配布し、持ち帰らない人の資料は回収し、リサイクルする、②ごみの分別収集の徹底、③公共交通機関や自転車による来場を呼び掛けるなど、さまざまな工夫でごみゼロ、省エネ化に取り組んでいます。こうした取り組みを民間にも波及させ、全国的に広げるため、各種イベントのエコ化、グリーン化、省エネ化を促進するための法整備を講ずる必要があります。

今後、政府として、循環型社会形成推進基

本計画の着実な推進、環境意識のさらなる浸透を図るなど、一層の充実を図るためにも、国が主催する行事から、省資源・省エネの推進、ごみの発生を抑える仕組みづくり等のガイドラインの作成・実施などを図るとともに、全国の各種イベントにおいても実施させていくようにすることが重要です。

よって、国及び政府に対し、GDPの約1%弱に上る各種イベントのごみゼロ・省エネ化を推進する「ごみゼロ・省エネ化促進法（仮称）」の早期制定を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成16年6月18日

北海道美唄市議会

なお、提出先は、それぞれ案文記載のとおりでありますので、何とぞ原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長中西勇夫君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました意見書案第10号については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第10号寒冷地手当見直しに関する意見書は、原案のとおり決定されました。

これより意見書案第11号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

22番長岡正勝君。

●22番長岡正勝君（登壇） ただいま議題となりましたイラクへの主権移譲後の多国籍軍への自衛隊参加に関する意見書に関し、討論に参加いたします。

私の立場は、意見書提出に反対であります。

イラクの復興再建は、今日の国際社会が直面する極めて重要な課題であり、イラクが平和で民主的な国家として再建されることは、イラク国民にとっても、また中東地域のみならず、国際社会の平和と安定にとって極めて重要な問題であります。

現在イラクには多くの国が駐留部隊を置き、治安の維持や復興支援に当たっており、日本も500名以上の自衛隊員を派遣し、40度以上にもなる厳しい自然環境のもとでイラク復興に向け強い使命感を持って人道復興支援に当たっています。

イラクに対する支援の方法は、民間の機関やNGOなども行っているようですが、自衛隊の組織力と装備がなければ実現できない難しいものもあると考えられます。特に医療や電力、水の供給といった生活に欠かせない物資の提供や支援活動は、イラク国民にとって最も重要な課題であり、国際社会の一員として国際協調、国際協力のもとで我が国の自衛隊が行っている人道支援はイラク国民はもとより、国際社会から大きく評価されているものと考えます。

政府は、多国籍軍に関する自衛隊参加に関する統一見解の概要をまとめ、近くイラク特措法の施行令を改正するとともに、同法の基本計画を改正することとし、その手続きに入ったとのことですが、今後さまざまな角度か

ら論議されるものと思います。

私といたしましては、今後もイラク復興に対する自衛隊の人道復興支援については必要であると考えますし、多国籍軍への参加についての意見は今後の国会での議論される内容を十分見きわめ、日本国として今後イラクの復興支援をどのような形で行うのかが明らかになった段階で判断すべきであり、現時点で自衛隊の多国籍軍への参加に反対する趣旨の意見書を提出することについては反対であります。

以上、私の意見を申し上げましたが、議員各位におかれましては、何とぞ賛同いただきますようお願い申し上げ、討論といたします。

●議長中西勇夫君 9 番長谷川吉春君。

●9 番長谷川吉春君（登壇） ただいま議題となりました意見書案第 11 号イラクへの主権移譲後の多国籍軍への自衛隊参加に関する意見書について、賛成の立場で討論に参加いたします。

小泉首相がイラクに派兵した自衛隊の多国籍軍参加をブッシュ大統領に表明しました。また、6 月 14 日の参議院イラク復興支援有事法制特別委員会において、多国籍軍への自衛隊の参加を小泉首相が表明いたしました。日米首脳会談では、大統領が日本は重要な同盟国だと述べ、これにこたえた首相が世界の中の日米同盟の観点からとしてイラクに言及、多国籍軍参加を誓約したものです。これは、日米同盟を地球的規模の軍事同盟と確認し、自衛隊のイラク派兵を約束した昨年 5 月の首脳会談に続いて侵略戦争の加担にさらに踏み込むことになります。

多国籍軍は、米軍中心の占領軍が名前を変

えて居座るものです。米軍は、武装勢力と連日激しく戦闘しており、多国籍軍に衣がえしても、米軍の指揮下で掃討作戦などの戦争を続けることに変わりありません。安保理決議 1546 も多国籍軍を統一指揮下として、その行動には武装勢力などとの戦闘作戦を含むことを明確にしたアメリカ国務長官の書簡に留意すると述べています。こんな多国籍軍に自衛隊を参加させることが武力による威嚇、武力の行使を厳格に禁止する憲法に違反することは明白です。国連決議があっても、なくても、憲法違反です。これは、多国籍軍への参加を国連軍の目的・任務が武力行使を伴うものへの参加は憲法上許されないとしてきた、これまでの政府答弁とも相入れないものです。そのため、小泉内閣は米軍や他国の指揮下に属さない、武力行使を伴わない業務に限って参加するなどと言い出していますが、こんな理屈は到底通用しません。自衛隊という武装勢力を他国の領土に派兵し、日本が指揮して単独で動くとするれば、主権侵害の侵略行為です。多国籍軍の中心任務が治安維持の名による掃討作戦である以上、自衛隊が多国籍軍の中でいかなる行動をしても、米軍の指揮下で武力行使に参加することになります。もともとイラク戦争は、ブッシュ政権が先制攻撃戦略の最初の実行として強行した侵略戦争です。イラク国民が占領軍に抵抗し、戦争が激化している根本もそこにあります。自衛隊の多国籍軍参加は、米軍などとともに日本が泥沼の戦争にのめり込む重大な危険をはらんでいることを直視する必要があります。

小泉首相が日米軍事同盟のためとして多国籍軍参加を表明したのは、とりわけ重大です。

これは、自衛隊が海外でアメリカの戦争に参加する海外派兵国家へ日本がさらに重大な１歩を踏み出すことにつながっており、憲法の平和原則に基づき、世界の諸国民と平和裏に生きていく道を閉ざし、国際社会で孤立し、破たんする道です。従来の政府答弁さえ踏みにじる多国籍軍参加は、新たな小泉首相の対米誓約とともに、日本の進路を根本的に誤る重大問題であり、国会で徹底審議をしなければならないものです。イラクをはじめ、中東、アラブ諸国や世界じゅうの人々は、アメリカの残虐な戦争に反対し、米軍など占領軍の速やかな撤退を求めています。自衛隊がイラクに居座り、米軍支援を続けることは、世界の諸国民の願いに背き、現にアラブ諸国と人々との友好を傷つけ、破壊しています。自衛隊は、直ちに撤退すべきです。それこそが無法な戦争を１日も早く終わらせ、国連憲章に基づく世界の平和秩序を求める世界の人々と平和、友好の関係を築く道であることを申し上げまして、賛成討論といたします。

●議長中西勇夫君 １０番米田良克君。

●１０番米田良克君（登壇） ただいま提案されました意見書案第１１号イラクへの主権移譲後の多国籍軍への自衛隊参加に関する意見書について、討論に参加します。

私は、この意見書に積極的に賛成する立場であります。

最初に、昨年９月には派遣反対の意見書の際に賛成討論をいたしております。なるだけ内容はダブらないようにやりたいというふうに思います。

さて、討論でありますから、先ほどの反対討論にかみ合わせるという部分で申し上げます

すと、国会は既に閉幕をいたしました。閉会をして、さて次はいつ開かれるのかと、こういう状況です。小泉内閣は、きょうこの多国籍軍参加の閣議決定を行う。これは、まさに国会の場を避けてこの決定をしようとする、極めてこそく、卑劣な方法をとろうとしております。したがいまして、国会審議の場を待つてということでは時期を失してしまうということがまず最初に申し上げなければならないことであります。

現在自衛隊のイラク派遣第２次隊が危険な状態の続くイラクで活動しています。私は、隊員に被害が及ぶことを恐れています。また、隊員家族の皆さんの気持ち、この心配や不安、おそれなど、はかり知れないものがあると思います。しかし、それを正直に口にすることもはばかれる空気があると感じます。

太平洋戦争で戦局が悪化の一途をたどっていて、戦死者が次々と出ているときでも、出征する兵士を涙を見せることなく見送る家族、この姿は国家には黙って従うという国じゅうの空気、強制された空気がありました。ここ１年間で一気に戦争のできる国に国民を誘導した小泉総理。この危険な総理大臣に率いられて強引にイラクに派遣された自衛隊。派遣という実績を目の前にして、後追いで派遣を認めざるを得ない国民。せめて隊員の無事の帰国を祈るだけ。何を言っても、自公政権の数を頼んでの強引な国政運営にあきらめ顔の国民。そんな状況が広がっています。

しかし、やはり声を出すべきときは声を出さなければなりません。地方の小さな市であっても、政府が推し進めようとする政策が誤っていたら、また過ちをしようとしていたら、

そのことに待ったをかける声を上げるべきです。美唄市議会は、実際に昨年12月に声を上げました。イラクへの自衛隊派遣に関する意見書を全会一致で採択しました。いろいろ議論を重ねた結果の採択であったことは私も理解しています。結果として、政府は国民合意で国連や中立機関中心の武力によらない人道支援を果たすべきとの結論に至ったのです。国論を二分する派遣問題、派遣前は反対の世論が上回っていた。しかし、派遣されてしまったら、その事実を認めざるを得ない。これが正直な多くの国民の気持ちでしょう。

昨夜、NHKの「クローズアップ現代」を見ました。第1次派遣部隊で無事に任務を終えた2人の隊員の声を紹介していました。旭川の部隊です。1人は24歳で、宿営地の設営や学校等の修復に働いた人。1人は、この秋の定年を目前にした53歳の警備の小隊長です。彼らは、イラクでの日々を詳細な日記に記録していたのです。そして、状況がさまざまに変化する毎日の率直な気持ちを書き残したのです。2人とも任務に誇りを持って参加したのは同じです。警備に当たった53歳の方は、24時間緊張を緩めたことはなかったと語り、24歳の方は仕事をしていても、いつ、どこから弾丸が飛んでくるか、その恐れは常にあったとのこと。そして、現地の状況が悪くなって、宿営地の中にとどまることになった日々は、自分は何をしに来たのか、自問したそうです。53歳の小隊長は、銃を持っての人道支援は正しかったのか、疑問を感じたと述べていました。彼は、その後でイラクの状況を考えるとやむを得ないかなと思うと語りました。私は、この2人にこの

ようなイラクの状況をつくり出したのはだれか、どこの国なのか考えてほしいと思いました。小隊長の奥さんは、定年目の前の夫がなぜイラクへ行くのか、どうしてもわからないと語りました。

けさの北海道新聞は、その社説で「なぜ国会が蚊帳の外か」というタイトルで書いています。「首相は、国会審議も経ず、与党との協議すらなく、米大統領に多国籍軍参加を表明した。国民よりも米国である。首相の表明と施行令改正だけで多国籍軍に参加してしまうのでは、もはや憲法も国会も政府の行動に対する歯どめにはなり得ない」。さらに、3ページの記事は、「首相、はぐらかしに終始」という見出しで書いています。「イラクでは、現在も航空自衛隊が米兵輸送などの後方支援活動を行っているにもかかわらず、多国籍軍内での活動について問われても、首相は、中には米軍に対して必要な部品や実際に生活に必要なものを輸送するような場合もあると、的外れな答えで逃げた。最後まで安全確保支援活動、後方支援などの言葉は使わず、あいまいな言い方に終始したのは、参院選を直前に控え、多国籍軍参加の問題点が浮き彫りになるのを避けたからと見られる」、こう書いています。

私は、今回の多国籍軍への参加は、現在のイラク派遣とは全く違う内容だと思います。国会での論議を全くしないで、このように重要な国策の転換は許されません。国民は、総理大臣に白紙委任状を渡してはいません。これほど国民をないがしろにした行為が行われていいわけではないのです。美唄市議会議員の皆さん、この意見書に積極的に賛成されるよ

う訴えて、私の討論を終わります。

●議長中西勇夫君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。

よって、意見書案第11号イラクへの主権移譲後の多国籍軍への自衛隊参加に関する意見書は、否決されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました意見書案第12号ないし意見書案第19号の以上8件については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第12号国鉄分割・民営化にともなうJR不採用問題の早期解決を求める意見書ないし意見書案第19号各種イベントにおける「ごみゼロ・省エネ化促進法（仮称）」の早期制定を求める意見書の以上8件は、原案のとおり決定されました。

●議長中西勇夫君 次に日程の第14、決議案第1号北方領土問題の解決促進に関する要望決議を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

11番古関充康君。

●11番古関充康君（登壇） ただいま議題

となりました決議案第1号について、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

北方領土問題の解決

促進に関する要望決議

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島等の北方領土は、今日もなおその返還が実現しておりません。

昭和20年、当時のソビエト連邦が不法占拠して以来、50数年間の永きにわたり希望と落胆の交錯する中、北方四島を故郷とする元島民も平均年齢70歳を超え、一日も早くこの問題が解決されることを熱望しております。

これまでも北方領土返還要求を国民の総意の運動として展開してきましたが、戦後59年を迎えた今、返還実現の目標を目指し、全国民がより一層運動の盛り上がりを図り、この問題の解決に向けて、政府はこれまで以上の強力な外交交渉により、日本国民の永年の悲願である北方領土の一日も早い返還の実現と、日ソ平和条約を締結し真の日ソ友好関係を確立するよう強く要望するものであります。

上記決議する。

平成16年6月18日

北海道美唄市議会

なお、提出先は、案文記載のとおりでありますので、何とぞ原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長中西勇夫君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました決議案第1号については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**決議案第１号北方領土問題の解決促進に関する要望決議**は、原案のとおり決定されました。

●議長中西勇夫君 以上をもちまして、今期定例会に付議されました各案件は、全部議了いたしました。

これをもって、平成１６年第２回美唄市議会定例会は閉会いたします。

午前１１時４０分 閉会

